

株式会社北陸環境サービス 廃棄物受入基準(有害物質等判定基準)

No.	分析項目	判定基準	単位	燃え殻	無機性汚泥	鉱さい	ばいじん	ギロチンダスト	13号廃棄物
1	アルキル水銀化合物	不検出	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
2	水銀又はその化合物	0.005	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム又はその化合物	0.03	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
4	鉛又はその化合物	0.1	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
5	有機りん化合物	1	mg/L以下		○			○	○
6	六価クロム化合物	0.5	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
7	ひ素又はその化合物	0.1	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
8	シアン化合物	1	mg/L以下		○	○		○	○
9	PCB	0.003	mg/L以下	○	○		○	○	○
10	トリクロロエチレン	0.1	mg/L以下		○			○	○
11	テトラクロロエチレン	0.1	mg/L以下		○			○	○
12	ジクロロメタン	0.2	mg/L以下		○			○	○
13	四塩化炭素	0.02	mg/L以下		○			○	○
14	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L以下		○			○	○
15	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L以下		○			○	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L以下		○			○	○
17	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L以下		○			○	○
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L以下		○			○	○
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L以下		○			○	○
20	1,4-ジオキサン	0.5	mg/L以下	○	○		○	○	○
21	チラウム	0.06	mg/L以下		○			○	○
22	シマジン	0.03	mg/L以下		○			○	○
23	チオベンカルブ	0.2	mg/L以下		○			○	○
24	ベンゼン	0.1	mg/L以下		○			○	○
25	セレン又はその化合物	0.1	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
26	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5	mg/L以下		○	○		○	○
27	フェノール類含有量	5	mg/L以下		○			○	○
28	銅含有量	3	mg/L以下		○			○	○
29	亜鉛含有量	2	mg/L以下		○			○	○
30	溶解性マンガン含有量	10	mg/L以下		○			○	○
31	クロム含有量	2	mg/L以下		○			○	○
32	フッ素及びその化合物	15	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
33	ホウ素及びその化合物	50	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
34	含水率	85	%以下		○				○
35	ダイオキシン類	3	ng-TEQ/g以下	○	○	○	○		○
36	熱灼減量	10	%以下	○			○		○
37	塩化物イオン	5000	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
38	アンモニア アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200	mg/L以下	○	○	○	○	○	○
39	水素イオン濃度			○	○	○	○	○	○
40	水銀又はその化合物(含有試験)	1000	mg/kg以下	○	○	○	○	○	○

[特記事項]

- 1)分析証明書は処理日前6カ月以内に計量法(平成4年法律第51条)第107条第2号に規定する計量証明の事業登録を受けた者が制作したものをご提出してください。
- 2)当該産業廃棄物の発生に至る工程が変更した場合には、その変更毎に分析証明書をご提出してください。
- 3)上記分析項目に関し産業廃棄物の発生工程上、有害物質が検出しないと判断できるものは省略できますので**必ず事前にご相談ください**。
- 4)含有試験において水銀の含有量が**15mg/kg**以上の廃棄物は「**水銀含有ばいじん等**」として品目の中で指定表示されます。
(例)燃え殻(水銀含有ばいじん等)